

令和5年7月14日（金）午前10時

令和5年

滋賀県国民健康保険団体連合会

# 第2回理事会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

## 令和5年第2回理事会議事録

開催日時 令和5年7月14日（金曜日） 午前10時開会

開催場所 国保連合会4階大会議室

---

### 出席役員数（13人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	小椋 正清	東近江市長（代）
	森中 高史	守山市長（代）
	福井 正明	高島市長
	平尾 道雄	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長（書面）
監事	岩永 裕貴	甲賀市長
	西田 秀治	竜王町長

---

### 1. 議決事項

議案第21号 通常総会開催日について  
議案第22号 通常総会附議事項について

### 2. 報告事項

報告第2号 専決処分報告について  
報告第3号 滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録について

## ○開 会

午前10時開会

◇岡田局長 皆様、お待たせをいたしました。定刻の10時になりましたので、只今より国保連合会の理事会を開催いたします。

開会に当たりまして、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 皆様おはようございます。本日、国保連合会理事会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

平素は、国保事業の運営につきましてご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、国保をとりまく情勢につきましては、被保険者の高齢化と医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中であって、保険料、保険税の負担率が高いという構造的な問題に直面しており、極めて厳しい運営が続いております。

このような状況ではありますが、本会といたしましては、基幹業務である審査支払や保険者サービスの充実に取り組むとともに、「県・市町等事務の共同事業実施による効率化」を図ってまいります。併せまして、可能な限り経営努力に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本日は、令和4年度事業報告及び決算、令和5年度補正予算、任期満了に伴う役員改選など、重要な議案をご審議いただきます。

また、全国の国保連合会・国保中央会で取り組みます「国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和6年度国庫補助要求について」ご説明させていただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

◇岡田局長 ありがとうございます。

続きまして、本日の出席の状況でございますが、委任出席、書面出席も含めまして全員のご出席をいただいております。本日の理事会が成立することをご報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、本会規約第33条第1項によりまして、理事会の議長は理事長が当たっております。橋川理事長、よろしくをお願いいたします。

◇橋川議長 それでは、議長をさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

次に、規約第36条の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 それでは、私のほうより指名させていただきます。

大津市長の佐藤健司理事様、それと豊郷町長の伊藤定勉理事様のお二人にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、早速、審議に入ります。

なお、本日の理事会は、ご都合のある方もおられることから、11時30分をめぐりに終えたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

まず、議案第21号、通常総会開催日について、事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、議案第21号についてご説明をさせていただきます。お手元に、令和5年第2回理事会議案をご準備ください。薄い議案になります。

おめくりをいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。議案第21号でございます。通常総会の開催日でございますが、滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を令和5年7月24日月曜日、午前10時から開催をお願い申し上げるものでございます。

場所につきましては、ピアザ淡海県民交流センター3階大会議室での開催を予定しております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

◇橋川議長 議案第21号についてご質問、ご意見ございませんか。

ないようですので、採決を行います。

議案第21号を原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、総会は原案どおり7月24日月曜日、午前10時から開催することといたします。

次に、議案第22号、通常総会附議事項に入ります。通常総会の議案は、第12号から第29号までであります。

まず、議案第12号、令和4年度事業報告の認定についてから、議案第21号、令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、いずれ

も関連いたしますので一括審議いたしたいと思います。

各議案について、事務局の説明を求めます。

◇林主監 それでは、通常総会附議事項の議案第12号、令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定につきまして、ご説明をいたします。

附議事項の1ページからとなっておりますが、資料1概要版で要点を絞ってのご説明とさせていただきたいと存じますので、資料1のほうをよろしく願います。

では、着座にて説明させていただきます。

まず、【1】の部分でございます。本会の運営に関する事項についてでございます。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事会等の開催と会計監査予備調査、監査法人による監査を実施しております。詳細については記載のとおりでございますが、令和4年度においては、情報セキュリティ対策の強化といたしまして、3年に一度のISMS再認証審査に合格したところでございます。

次に、【2】国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項についてです。(1)国保制度改善強化全国大会でございますが、11月18日に開催されまして、橋川理事長、野瀬副理事長にもご参加いただき、11項目を決議するとともに、政府、国会並びに地元選出国會議員に対し、陳情、要請行動を展開してまいりました。特に、国保総合システムにつきましては、「次期更改や運用にあたっては、市町村等保険者に追加的な財政負担を生じさせないよう、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること」を要請しております。

なお、国保総合システムに関しまして、政府の4年度の第2次補正において57億円が措置をされたところでございます。

次に、(2)保険料(税)収納率向上対策でございますが、①の月間の設定及び啓発を行うとともに、厚労省の収納アドバイザーによる市町担当者への国保料(税)徴収事務担当者研修会等を実施しております。

なお、令和4年度の収納率でございますが、1枚おめくりいただきまして、2ページの上段のほうに記載をしておりますが、95.84%ということでした。

続きまして、【3】国保総合システムに関する事項でございます。システムの現状について少し記載をさせていただいております。このシステムにつきましては、「クラウド・バイ・デフォルトの原則」により単純クラウド化し、順次、計画的にクラウドネイティブ化する予定であること、また、厚労省、支払基金、中央会の3者連名による「審査支払機

能に関する改革工程表」により、同システムは支払基金のシステムと審査支払領域を共同利用するなど、整合的かつ効率的な在り方を実現することとなっております。現在、中央会において厚労省との調整が進められているという状況でございます。

続きまして、【4】国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項でございます。本会の基幹業務である診療報酬の審査支払でございますが、現在、審査委員会は、審査委員の先生方57名の体制で審査をしていただいております。事務局といたしましても、複雑かつ高度化する医療内容に的確に対応できるよう、画面審査システムを活用し、質の高い審査を目指し取り組んでいるところでございます。

令和4年度においては、本会審査担当職員の資質の向上を図るため、「診療報酬事務能力認定試験」を6名の職員が受験をしたというところでございます。審査の件数及び点数については記載のとおりでございます。

また、3ページのほうでございますが、(3)療養費の審査・支払の部分でございます。柔道整復療養費、はり・あんまなどの、いわゆるあはき療養費の請求・支払を行っておりますが、令和4年4月から、あはき療養費の適正化の取組といたしまして、長期及び頻回施術等対象者の抽出、患者調査のための回答書を作成し、保険者へ提供を開始したところでございます。

続きまして、【5】保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項でございます。

(1)保険者事務共同電算処理業務でございますが、被保険者資格の管理及び帳票、諸統計の作成、それから、(2)国保情報集約システムの運用管理に関することとして、被保険者の資格情報の集約管理などの業務を行っているところでございます。

続いて、4ページの、少し飛びますが(5)でございます。後期高齢者医療事務代行業務ということでございまして、広域連合との受託業務拡大に向けた協議によりまして、令和4年度から保険給付費申請書等確認業務など、新たに7業務を受託し、実施をしたところでございます。

そして、(6)行政機関等からの要請にかかる対応といたしまして、風しんの追加的対策事業、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事業として、請求支払やクーポン券、受診券の作成を行っているところでございます。

それから、【6】保健事業の推進に関する事項でございます。(1)保健事業、健康づくり推進に関する支援及び情報提供でございます。1つ目の健康管理施策立案のための基

礎資料集等の作成や、3番目でございますが、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業といたしまして、有識者からなる保健事業支援・評価委員会を設置いたしまして、保険者のデータヘルス計画の策定・実施・評価の支援を行うとともに、個別支援事業として、本会保健師が委員会後に各市町にお伺いし、同委員会のフォローアップを実施しているところでございます。

また、5ページの⑤重複・頻回受診者等訪問指導事業でございますが、令和4年度につきましては26人の方への訪問を実施したところでございます。

それから、(4)でございます。市町保健事業の支援ということで、令和4年度から県が導入されましたKDB補完システムにつきまして、操作研修や資料作成等を実施したところでございます。

続きまして、【7】特定健診・特定保健指導に関する事項でございます。特定健診等の費用の支払及びデータ管理業務など、保険者等の事務の軽減・効率化を図るよう共同事業を実施いたしました。令和5年4月時点での令和4年度の特定健診受診率は39.5%ということでございまして、法定報告までにもう少し上昇するというところで想定をしているところでございます。

続きまして、6ページの【9】でございます。介護保険事業関係業務に関する事業でございます。介護給付費等審査委員会を開催し、介護保険サービス提供事業所等から提供される介護給付費・地域支援事業の適正な審査及び支払に努めました。

また、令和4年度においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく「介護職員処遇改善支援補助金事業」に係る支払業務を実施しており、支払額は約7億5,000万円となっております。

それから、【10】障害者総合支援給付費等事業関係業務に関する事項でございます。障害介護給付費、障害児施設給付費等の審査支払を行っております。介護保険と同様に、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業」に係る支払事務を実施いたしまして、約3億2,000万円の支払いを行っているところでございます。

あと、7ページでございますが、【12】滋賀県保険者協議会に関する事項でございます。滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者等の加入者にかかる健康づくり等の推進を図りました。会議、事業については記載のとおりでございます。

【13】地域医療の確保に関する事項以降については記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇今岡課長 それでは、私のほうから令和4年度の決算についてご説明をさせていただきます。

総会の附議事項におきましては、議案第13号の66ページから議案第21号の188ページでございますけれども、本日の説明として、お手元の理事会資料の中の資料2-1で概要をまとめさせていただいておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。

A4縦版の資料2-1をご覧ください。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

令和4年度の滋賀県国保連合会の決算状況でございます。

1つ目ですが、まず国保連合会の会計でございます。本会の会計を大別いたしますと、大きく2種類ございます。

大きな1番の①、そして②に記載させていただいておりますが、①におきましては、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として、審査支払業務の事務を執行する会計でございます。

②におきましては、医療費など保険者負担分を医療機関などに受け払いする会計というものでございます。全9会計で22勘定でございます。全勘定の総額の状況ですが、資料中段のとおり、令和4年度歳入合計が約4,227億1,300万円、歳出が約4,225億1,600万円でございます。対前年度比約2.9%増ということでございます。歳入歳出差引額約1億9,700万円の結果となっております。

次に、全勘定のうち、資料中段(1)でございますが、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として事務執行を行う一般会計と5つの業務勘定の概要でございます。

歳入の合計が約48億3,900万円、対前年度比約32.5%の増、歳出合計が約47億円、対前年度比約34.3%増、歳入歳出差引額約1億3,900万円の結果でございます。したがって、本会が取り扱う会計、先ほど全会計と申しました約4,200億円のうち約1%の割合が、今、ご説明した一般会計と5つの業務勘定で、連合会の審査支払の事務執行をしているところでございます。

続きまして、それらの会計の歳入歳出の前年度比較増減の主な内容を2ページでまとめさせていただいております。2ページをご覧ください。

まず、上段、枠囲みの歳入でございます。右上の括弧書きに記載させていただいている



とおり、前年度に比べ約1億8,700万円の増となっています。主な要素としては、2つ目のポツ、昨年、一昨年とコロナ禍で受診抑制となっていたものが回復基調にあり、手数料が約1億2,510万円の増となっています。

そして、その下の3つ目のポツ、県委託事業の関係でございます。事業報告でもご説明をいたしましたとおり、介護・障害福祉職員処遇改善支援事業を県からの委託で行いました。こちらの関係の経費が約10億6,700万円の増となっています。

その下の4つ目のポツでございます。繰入金としては、国保総合システムの開発負担金に係る減価償却積立金、そして、ICT積立金の繰入が約2億円でございます。

続きまして、歳出の概要についてです。下の枠囲みとなっています。

同じく右上の括弧書きのとおり、前年度に比べ約12億円の増となっております。歳入と同じく、県委託事業の介護・障害福祉職員処遇改善支援事業にかかる経費が約10億6,700万円となっています。

次に、国保中央会に拠出したしました国保総合システム開発負担金が約1億400万円、併せまして、その下にございますが、ICT積立をはじめとする積立金に約1億3,500万円が挙げられています。

3ページのほうをご覧ください。こちらのほうは、医療費等を受け払いする各種支払勘定の状況でございます。

(2)の各種支払勘定の合計でございます。歳入の合計約4,178億7,400万円、歳出合計約4,178億1,500万円ということで、対前年度比いずれも2.7%増という結果でございます。

そして、その内訳でございます。主な勘定ですが、まず、①の国民健康保険支払勘定でございます。対前年度比1.1%の減、月平均で申しますと、約79億4,800万円の支払いとなっております。

参考で記載しておりますが、本県における過去4年間、いわゆるコロナ禍前後の動向の確認のために記載させていただいています、保険者負担による給付費の推移でございます。令和4年度においては、コロナ前の状況に戻ってきている状況ではございますが、団塊の世代の方の後期高齢者への移行、そして、被用者保険の適用拡大などの影響から、被保険者の減少により、医療費の伸びについてはマイナス傾向となっています。

2つ目の公費負担医療の支払勘定でございます。こちらは、感染症、コロナの大きな伸びによって、対前年度比12.9%の増となっているところでございます。

3つ目の福祉医療費支払勘定でございます。こちらは、対前年度比19.5%の減となっております。こちらは、令和3年4月診療分から被用者保険における福祉医療費の審査支払業務が、本会から支払基金へ移行した影響によるものとなっております。

1つ飛ばさせていただきまして、5つ目でございます。抗体検査等支払勘定でございます。こちらは、月平均約3,700万円の支払いとなっております。対前年度比が61.8%と大幅な減少をしております。この会計において、風しんの追加的対策における接種費用、そしてコロナの予防接種費用の受け払いを行っているところでございます。昨年度は、接種対象者の減少によって、その対前年度比が大幅に減となっているということになります。

6つ目の介護保険支払勘定でございます。こちらは、月平均約90億円の支払いとなっております。受給者の増により、対前年度比1.3%増加しております。

⑧の障害介護給付費支払勘定、そして、⑨の障害児給付費支払勘定についても、それぞれ増加しているところでございます。介護保険と同様、受給者数が増加している影響と考えております。特に、⑨の障害児の支払勘定におきましては、支援体制の充実化により、放課後デイサービスなどサービスの充実化が図られていることから、昨年度と同様、対前年度比が10%台の伸びとなっているところでございます。

⑩の後期高齢者医療支払勘定でございます。前年度と比べて5.8%増加しており、月平均約138億1,200万円の支払いとなっております。こちらも国保と同様、参考で本県における過去4年間の保険者負担による給付費の推移を記載させていただいております。国保と同様、コロナ前の状況には戻っている状況とあわせて、後期高齢者医療におきましては、団塊の世代の方の後期高齢者の加入による被保険者の増加から、医療費は大幅な増加傾向にあるところでございます。

⑪後期高齢者の公費負担医療における支払勘定でございます。こちらも国保と同様、感染症のコロナの大きな伸びにより、対前年度比71.1%の伸びとなっております。特に、令和4年度の夏以降、第7波、第8波、そして年度末まで入院患者が増加した影響によるものと考えております。

4ページをおめくりください。最後の⑫特定健診・特定保健指導等支払勘定、そして、⑬後期高齢者健診等費用支払勘定につきましては、それぞれ対前年度比で0.46%の減、10%の増となっております。2つ合わせまして、年間約8億5,000万円の支払いでございました。

決算状況については以上となります。今申し上げました数値につきましては、お手元の

資料ナンバー 2-2、そして決算総括表のほうにもそれぞれ会計別に記載させていただいているところがございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇橋川議長 ご審議いただく前に、去る6月28日に監査を受けておりますので、甲賀市長の岩永監事様より監査報告をお願いします。

◇岩永監事 監査結果についてご報告を申し上げます。通常総会附議事項の203ページをご覧ください。

去る6月28日、国保連合会におきまして、竜王町・西田町長と私が、令和4年度決算監査を実施いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

令和4年度におけます業務の概況を聴取し、会計を監査したところ、業務の運営については努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理をされ、会計諸帳簿及び証憑書類についても、また整理良好と認めましたので、ここに報告をいたします。

以上でございます。

◇橋川議長 ありがとうございます。

また、監査法人による監査を受けておりますので、監査室よりご報告願います。

◇井口室長 通常総会附議事項の204ページをお願いいたします。只今ご報告いただきました監査結果報告の次のページでございます。

監査法人によります監査を受けました結果、報告書の最初の監査意見のところの3行目でございますが、決算書類が国保連合会会計規則に準拠して、令和4年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの意見をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

◇橋川議長 監査報告については以上であります。

それでは、事務局より説明がありました事業報告及び各会計決算について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

通常総会議案第12号から議案第21号までを原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第12号から議案第21号ま

では原案どおり通常総会に附議することといたします。

続いて、議案第22号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一回補正予算についてから、議案第28号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算につきましては関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 続きまして、令和5年度の補正予算についてご説明をさせていただきます。附議事項におきましては、議案第22号の206ページから第28号の250ページでございますが、本日の説明の資料として、お手元の資料3-1で、その概要について説明をさせていただきます。資料の3-1をご用意いただきたいと思います。

1ページ、主な補正項目でございますが、この資料の上段のほうに枠囲みをさせていただいております。大きく5点ございます。

1点目は各会計に関わるものでございますが、令和4年度の決算に伴う繰越金にかかる補正でございます。決算で繰越金が確定いたしますので、その歳入の繰越金を増額補正し、さらに歳出について、主に予備費を増額補正しているものでございます。

2点目、3点目については、一般会計にかかるものでございます。

4点目につきましては、今年の秋冬に接種いただくためのコロナワクチン接種券の作成に関する補正でございます。

5点目につきましては、国庫補助金の返還にかかる補正でございます。

続きまして、各議案別の説明を記載させていただいておりますので、主なところについてご説明をさせていただきます。

1ページ中段、議案第22号でございます。一般会計歳入歳出第一回補正予算でございますが、補正額は1,241万6,000円増でございます。補正内容としては、①から③のとおり、一般会計繰入から令和4年度決算に伴う繰越金への財源更正の補正、会館設備の修繕費用、そして後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りによる解決金にかかる補正でございます。なお、後期高齢者医療の軽減判定の誤りについては、後ほど資料3-2別紙でご説明をさせていただきます。

次に2ページをご覧ください。議案第23号でございます。診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第二回補正予算でございます。

(1) 業務勘定から (5) 福祉医療費支払勘定まで、補正額は総額5,223万3,000

0円増でございます。主にコロナ接種券作成経費、そして繰越金の補正となっております。

なお、(3)の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の返還につきましては、例年に準じて、国公費分の返還に関する補正でございます。今年度におきましては、5万8,000円の返還となっております。

次に、議案第24号、介護保険事業関係業務特別会計から最後の4ページの議案第28号の特定健診・特定保健指導等事業特別会計でございます。それぞれ各勘定で繰越金を増額し、併せて歳出の予備費を増額しております。

なお、2ページの議案第24号の介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定、そして、4ページの議案第28号の特定健診・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定におきましては、一般会計の繰入金から繰越金への財源更正を行っているところでございます。

資料3-1で申し上げました補正の詳細については、資料ナンバー3-2のほうにも総括表として掲載をしております。後ほど、ご参照いただければと存じます。

補正については以上でございます。

続きまして、先ほど申し上げました資料3-2の別紙をご覧いただきたいと思っております。

◇坂井課長 それでは、後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りについて説明をさせていただきます。私、電算管理課の坂井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

失礼して着座にて説明をさせていただきます。

本件議案につきましては、2月20日開催の通常総会において説明をさせていただいておりますので、その後の関係者間の協議について説明をさせていただきます。資料3-2の別紙をご覧ください。

協議の内容といたしましては、本件事案対応のために滋賀県後期高齢者医療広域連合が新たに支出を余儀なくされた費用及び逸失利益に関するものであり、当該金額の合計は22万5,668円となります。

内訳について説明をさせていただきます。資料3-2の裏面をご覧ください。

広域連合が新たに支出を余儀なくされた費用は、市町並びに広域連合において該当被保険者の対応にかかった費用で、発送文書の印刷製本費、発送文書の郵送費、職員の時間外手当、臨戸訪問等にかかる公用車の燃料費で72万7,158円と、保険料還付にかかる加算金1万1,800円となります。

また、逸失利益といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の2の期間制限により賦課できなかった令和元年度、2年度分の保険料相当分と積立利子相当分

の148万6,710円となります。

このことにつきまして、広域連合、本会、委託電算会社の間で協議をいたしました。表面にお戻りください。協議の結果、下記のとおり合意書を締結し、合意書に記載のとおり、解決金として本会が広域連合へ支払う金員の全額を委託電算会社が本会に支払うということで合意に至りました。本会といたしましては、本総会において本件事案にかかる補正予算を提出し、速やかに合意書を締結、合意事項を実施してまいりたいと考えております。

後期高齢者医療保険料の軽減判定誤り事案についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

◇橋川議長 事務局の説明がありました議案第22号から議案第28号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第22号から議案第28号まで原案どおり通常総会に附議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第22号から議案第28号までは原案どおり通常総会に附議することといたします。

続いて、通常総会附議事項の議案第29号、役員改選についてであります。人事案件となりますので、最後にご審議いただきます。

引き続き報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告について、及び報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録について、を一括して事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、専決処分報告の事項についてご説明をさせていただきます。お手元の通常総会附議事項の分厚い冊子でございます。こちらの後ろのほうに水色の合紙が入っておりますので、259ページからでございます。

報告第2号の専決処分の報告でございます。8点でございます。本ページによりご説明をさせていただきます。

大きな1番目から7番目につきましては、各勘定において決算見込みに伴う実費弁償を含めた決算調整のための補正でございます。主な補正理由としては、経費の節減を含み、共通経費の抑制にかかる歳出の減額補正、実費弁償にかかる積立金の増額、そして、第8波に伴うコロナ感染症にかかる公費負担医療の増額補正等でございます。

最後の8点目につきましては、新年度における専決処分報告となります。こちらにつきましては、令和5年度当初予算では科目設定のみとしておりましたところ、今年度も引き続き全国の国保連合会がコロナワクチン接種費用の請求支払を行うこととなりましたので、新年度早々ではございますが、その事務費と接種費用についての増額補正をさせていただきます。

いずれも理事長専決とさせていただきます。

以上が報告第2号でございます。

次に、報告第3号でございますが、お手元の附議事項の冊子の299ページから300ページ、最後のページでございますが、こちらに財産の目録を載せていただいております。こちらをもちまして財産報告のご説明とさせていただきますたく存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川議長 只今の報告事項に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告事項を終わります。

それでは、次に説明事項が2点ありますので、事務局から説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、説明事項についてご説明させていただきます。お手元に、理事会資料ナンバー4、決議をご準備いただきたいと思います。

それでは、ご説明をさせていただきます。

この決議につきましては、令和5年6月30日、国保中央会の定期総会において決議されたものでございます。内容を少しご説明させていただきます。

1段落目にまいりまして、私どもの国保総合システムにつきましては基幹システムになってございます。国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い、医療DXの推進の柱となる重要なインフラとして位置づけております。このシステムにつきましては、令和6年3月に機器の保守期限を迎えます。また、令和3年3月には、厚生労働省、支払基金、国保中央会が策定をいたしました改革工程表に沿いまして、このシステムのクラウドへの移行、基金システムと受付領域の共同利用や審査領域の共同利用をするためのシステムの開発に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、開発期間が限られる中で、システム障害等のリスクを避けるために段階的に進めていくこととなりました。第1段階といたしましては、クラウドサービスを十分活用するなど、システムの最適化には至らなかったということでございまして、このため、早急にシステムの最適化をしていって、保守・運用費の縮減を図ることが不可避となって

ございます。

また、第2段階におけます審査領域の共同開発・共同利用におきましても、保守・運用費の縮減が求められているところがございます。そのためにも一層の最適化に取り組む必要があるということがございます。

これらの開発に伴います財源につきましては、積立資産だけでは不足しており、手数料等を引き上げて対応せざるを得ないということがございますけれども、国保保険者、広域連合の厳しい経済状況、保険料の引き上げで負担することは極めて困難でございます。

よって、必要な費用につきましては、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講ずるよう強く要望を求めています。

こちらにつきまして決議がされましたので、これをもって国保中央会を中心に、7月12日でございますけれども、厚生労働大臣、そして財務大臣に対して、同決議により陳情が行われたところでございます。

そのほか、各地方団体の動きにつきましては、全国市長会、全国町村会、全国後期高齢者医療広域連合協議会におきましては、国庫補助要求に向けまして、重点提言あるいは要望としてご決定をいただいているところがございます。その他の団体につきましても7月の全国会議等で、順次協議、決定されとお聞きをしております。

今後でございますけれども、秋以降の予算編成に向けた要請活動につきましては、今後の状況を踏まえて、国保中央会の指示により対応することといたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◇林主監 続きまして、第4期中期経営計画についてご説明をさせていただきます。

去る2月の理事会、総会におきまして、第4期中期経営計画の策定状況について概要でのご説明をさせていただきました。その後、第3期中期経営計画の進捗状況を連合会で評価した上で、若干の変更も行いながら、資料のほうは5-2になりますけれども、第4期中期経営計画の策定を行ったところでございます。

本日、資料5-1のほうに、概要ということで要点をまとめておりますので、こちらで内容についてご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、計画策定にあたって、という部分でございますが、計画策定の趣旨でございます。基本理念、基本方針、組織目標について、職員一人一人が目的意識を持ち一丸となって取り組むため、策定を行っていくというものでございます。



また、計画期間は令和5年度から令和7年度までの3年間でございます。

そして、推進体制は職員で構成する中期経営計画推進会議において、毎年度、進捗状況について点検・評価して、計画を確実に推進するというものでございます。

次に、基本理念でございますが、審査支払業務の専門集団、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団であるとともに、経営の効率化・安定化に努め、保険者、広域連合から、より一層信頼される組織となることを目指していくということでございます。また、3年後の国保連合会の望ましい姿を目指して取り組んでいくということでございます。

1枚おめくりいただきまして、基本方針でございます。具体的な内容、具体的な業務を書いております。大きく、審査の質の向上、共同事業、保健事業、組織体制の整備および財政基盤の確立、安全管理体制の確立ということで、5つの柱で構成をしております、詳細については23項目でございます。

第4期については、第3期計画になかった、新しく8つの項目をつくっております、新規と書かれている部分がそれに当たるというものでございます。

特徴的な部分についてのご説明をさせていただきます。

まず、(1)審査の質の向上でございますが、本会の基幹業務である審査でございます、引き続き査定率を評価の指標として、全国10位以内を目指すとしております。

それから、②訪問看護レセプトの電子化ということで、令和6年度から医科等と同様に訪問看護の電子化が始まりますので、その運用開始に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、2番目の共同事業でございますが、③の感染症法、予防接種法の改正による請求支払事務でございます。感染症法の改正、また予防接種法の改正によりまして、国保連合会では令和6年度から流行初期医療確保措置にかかる請求支払事務、また令和8年度から定期予防接種費用の請求支払業務を担うとされました。そのため、請求支払業務の運営方法の構築や体制整備を行ってまいります。

また、⑧の介護サービス生産性向上支援では、国のシステムでありますケアプランデータ連携システムを活用する事業所の拡大を支援するため、介護事業所への啓発活動を行い、令和7年度までにシステム利用事業所を350事業所まで拡大を図るとしております。

また、10番目の国民健康保険にかかるシステムの標準化を踏まえた市町事務の標準化・広域化の対応でございますが、法改正によりまして、自治体はシステムの標準化・共

通化に取り組むこととなっており、令和7年度を目標時期に標準システム等への移行が必要となっているということでございます。本会といたしましては、県の連携会議等の協議を踏まえまして、標準化等をめざした標準的なシステム運用と開発の検討、実施を目指して取り組んでまいります。

そして、⑪のデジタル社会に適用した機器更改への対応でございますが、本会の基幹システムであります国保総合システムをはじめとした7つの各標準システムについて、更改に合わせたクラウド化等の対応を図ってまいります。

また、(3)の保健事業関係でございますが、⑭のデータヘルス計画への支援の充実・強化で、特に令和5年度は第3期データヘルス計画策定の年度となっております、県と共同事業として計画の策定支援を実施してまいります。

また、2ページ一番下の⑮でございますが、重複・頻回受診者等訪問指導事業でございます。新たにレセプトの改善が認められた割合を60%とするという評価指標を設けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、3ページでございますが、(4)組織体制の整備および財政基盤の確立、それから(5)安全管理体制の確立でございますが、⑳の組織体制の整備と活性化では、ペーパーレス化に向けた取組の推進、また、㉑の財政基盤の確立と健全な財政運営では、令和5年10月から実施されますインボイス制度の導入、それから㉒の防災危機管理体制の充実では、災害時の在宅勤務の在り方を検討してまいりたいと考えております。

最後に、職員行動指針でございますが、コスト意識を持って業務の点検・見直しを行う等、3つの指針により取り組んでまいります。

以上、内容でございますが、取組をしっかりと進めていくために、職員への説明、周知をしたところでございまして、現在、各担当部署で計画に沿った取組を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、第4期中期経営計画の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇橋川議長 説明事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、最後に議案第29号、役員改選についてご審議いただきます。

事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、議案第29条についてご説明をさせていただきます。お手元に通常総会附議事項をご準備いただきたいと思います。258ページをご覧ください。議案第

29号、滋賀県国民健康保険団体連合会役員改選でございます。

現在の役員の方の任期につきましては、7月31日をもちまして満了いたします。国民健康保険法第23条、そして連合会規約第19条、20条、24条に従いまして、総会において選出をいただくものでございます。

定数でございますが、理事につきましては15人以内、監事につきましては2人以内となっております。

市にあっては7人の理事、町にあっては2人の理事、そして、市と町からお一人ずつ監事を、また、県と医師国保組合からお一人ずつ理事をご推薦いただくこととして、過日、市長会・町村会・県・医師国保組合から役員候補としてご推薦をいただきました。

その方々と、識見を有する理事お一人を常務理事として総会でお諮りをするものでございます。そして、今申し上げました、推薦をいただきました役員候補者の名簿については、今し方、お配りをさせていただいたところでございます。

総会で役員候補者の方々の承認がいただけましたら、同日、新しい理事によります理事会を開催いたしまして、理事長・副理事長・常務理事を互選いただきます。併せて、参与の選任をいただくといった段取りで考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

◇橋川議長 事務局から説明がありましたが、本来であれば総会にお諮りしてということになるところでありますけれども、慣例によりまして各団体に対して役員候補者の推薦をお願いしており、こうした形で推薦が取りまとめられたということでございますので、よろしく願いをいたします。

なお、名簿中、学識経験者理事につきましては、令和2年8月より就任いただき、現在、審査支払機能に関する改革の対応をいただいている桂田副理事長に引き続きお願いをしたいと思います。

ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、議案第29号、役員改選については、事務局説明のとおり総会に提案させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第29号は説明のとおり通常総会に提案させていただきます。

以上をもちまして、本日の議案、報告はすべて終了いたしました。

ほかに、この際、皆様からご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

◇福井理事 ちょっと1点教えてもらいたいんですが、先ほど、資料4で決議がなされて、要は、国保総合システムを今、開発をしているので、それに伴う費用負担を国に求めていると、こういう理解なんですけどね、後期高齢者のところも、今ちょっとお預かりしているんで、かねてからそのシステムの統一で、厚労省で開発をして、ところが、受託した会社が十分な能力を有してないと、こういうお粗末な話で、開発計画、期間が1年ほど延びてしまわざるを得ないということで、後期高齢者のほうも同じように、その延長に伴う機器の保守期限に要する経費とか、もちろん、その開発に要する経費は国の責任でということとは、後期高齢者医療広域連合でも要望してるんですけどね。

そもそも、今さらそんなこと聞くのも何なんですけど、国保総合システムの全体の開発スケジュールというのはどうなっているんですかね。ここに、この決議を読ませてもらうと、第1段階、そして第2段階の対応として、現状はその第1段階のシステム開発までは、現状のクラウドサービスで十分活用するまでに至ってないとかね、いろいろ書いてあるんですが、全体のスケジュールというのはどういうスケジュールなのかなと。それを先ほどの中期計画の概要の中で何か具体的に示されているのかなと思ったら、基本方針のところ、10番、11番のところには書いてあるんですけども、要は、後期高齢者のほうは、令和7年に、いわゆる想定として、そこに移行していくということで、今、伺っているんですけども。国保総合システムの場合は、大体、全体のスケジュールはあるんですか。

◇岡田局長 ご質問ありがとうございます。

そもそも、この国保総合システムにつきましては、平成30年に更改をしております、そこから6年後の令和6年に、通常のオンプレミスといいますか、当初はそういう更改の方針であったのですが、審査支払機能の在り方ということで、厚生労働省とか支払基金さんとか国保中央会さんが一緒に集まりまして、どういう形の審査支払機能の在り方がいいかというお話をされまして、ここの決議の中にも載っておりますけれども、その改革工程表が令和3年3月に発表されました。

当初は、そのオンプレミスで開発をしていこうということだったのですが、国のクラウド化という方針もありまして、令和3年3月にクラウド化と、支払基金のシステムを共同利用できるようにという方針転換がございましたので、3年にその工程表が出て、6年には少し厳しいだろうということで、段階的にということで、不規則ですけれども、6年と

8年の2段階のステップを踏むという形になったのが1つの経過でございます。

そして、現在は、その6年の更改に向けて、当初の費用につきましては、皆様方のご協力をいただきまして、開発経費については要望していた額を、満額国庫補助という形で頂戴することができましたので、今回の決議につきましては、その次の段階として、保守・運用も含めた補助をお願いするという決議でございます。

スケジュールについて、現在、私どもが聞いておりますのは、次の更改は6年と8年とお聞きしております。スケジュールとしては、遅れているような感じではないと聞いております。

◇福井理事 分かりました。

◇橋川議長 よろしいですか。

◇福井理事 はい。

◇橋川議長 後期のほうもよろしくお願いします。

ほかにはご意見ございませんか。

なければ、本日の理事会、極めて円滑に進行を賜りまして、ありがとうございます。

これもちまして、理事会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時59分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名  
いたします。

令和5年**10**月**10**日

議 長

草津市長

橋 川 涉

議事録署名者

大津市長

佐藤 健司

豊郷町長

伊藤 定逸